

家政婦兼訪問介護ヘルパーの心臓疾患による死亡に業務起因性が認められた事案

# 国・渋谷労基署長（山本サービス）事件

第1審 東京地裁 令和4年9月29日判決（労働判例1285号59頁）

第2審 東京高裁 令和6年9月19日判決（労働判例1319号61頁） 本判決（確定）



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『安全配慮義務の実務と対応』（編著・労働調査会）など。

本件は、家政婦兼訪問介護ヘルパーであったKが心臓疾患（以下「本件疾病」という）により死亡したことにつき、Kの夫（以下「X」という）が労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）に基づき遺族補償給付等を請求したところ、処分行政庁が不支給処分（以下「本件各処分」という）としたことから、その取消しを求めた事案である。

1審は、家事業務を除外して業務起因性を検討し、Xの請求をいずれも棄却したのに対して、本判決は、家事業務を含めて業務起因性を検討し、Kの死亡に業務起因性を認めた。就業の実態等に照らして家事使用人該当性を判断した点に意義があろう。

## 1. 事案の概要

### 1) 当事者

#### (1) 訴えた側（1審原告、2審控訴人）

訴えたのは、訪問介護事業・家政婦紹介事業等を営む（株）山本サービス（以下「本件会社」という）に家政婦兼訪問介護ヘルパーとして登録していたKの夫のXである。

#### (2) 訴えられた側（1審被告、2審被控訴人）

訴えられたのは、国である。

### 2) Xの請求の根拠

Xは、Kが死亡前おおむね1週間に従事した家事業務および介護業務は、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患および虚血性心疾患等の認定基準」（以下「新認定基準」という）<sup>1)</sup>所定の「短期間の過重業務」に該当し、Kの本件疾病発症および死亡には、業務起因性が認められるとして処分行政庁がした本件各処分の取消しを求めた。

### 3) 事実関係等の概要

- ① 介護福祉士の資格を有するKは、平成25年8月、本件会社に家政婦（求職者）としての登録を行い、同月20日には、本件会社との間で、業務内容を非常勤の訪問介護ヘルパーとする労働契約を締結した。
- ② 要介護者A（以下「A」という）は、重度の認知症を発症し、自宅で寝たきり状態にあり、Aの息子は本件会社に依頼し、住み込み勤務可能な家政婦兼訪問介護ヘルパーの紹介を受けていた。

- ③ Kは、本件会社から、休暇を取得する別のヘルパーに変わりA宅に1週間住み込みで家政婦としての家事業務（以下「本件家事業務」という）および訪問介護ヘルパーとしての業務（以下「本件介護業務」という）に従事することを打診され、これに応じ、平成27年5月20日から同月27日朝までの間、これらの業務に従事した。
- ④ 本件会社は、Aを求人申込者とする求人票兼労働条件通知書を作成したが、同求人票には、休憩時間が午前0時～午前5時までと記載されているものの勤務時間の記載はなく、また、賃金は、本件家事業務と本件介護業務を合わせて日給1万6000円とする旨の記載があった。
- ⑤ 本件会社がKに配付した業務指示書には、Aの息子の食事準備等、本件家事業務に含まれる業務も記載されていた。
- ⑥ Kは、A宅において、上記休憩時間を除く19時間のうち、4時間半は、介護業務の実施時間とされ、その他の時間は、家事業務（おむつ交換、食事の支度、買い物、掃除等）に従事するとされていたが、Kは介護業務と家事業務を同じ時間帯に行う等しており、本件介護業務と本件家事業務を時間的・質的に区別することは困難であった。また、実際のKの労働時間数は1日15時間と認められ、深夜時間帯においてもおむつ交換等があり、6時間以上の睡眠確保は困難であり、勤務間インターバルも11時間未満であった。
- ⑦ Kは、A宅での勤務を終えた同月27日、午後3時半頃に

立ち寄った入浴施設のサウナ室で倒れ、本件疾病により死亡した。

- ⑧ Xは、渋谷労働基準監督署長に対して、遺族補償給付等を請求したが、同労基署長は、家事使用人には労災保険法は適用されないとして不支給処分をした。

## 2. 1審判決の要旨

1審は、本件家事業務は、KとAの息子との間の雇用契約により提供されており、Kは、本件家事業務との関係では家事使用人に該当し業務起因性の検討対象にはならないとした上で、本件発症前約1週間のKの介護業務は、過重であったとは認められないとして業務起因性を否定し、Xの請求を棄却した。

## 3. 本判決の要旨

本判決は、以下のように述べてKの本件疾病発症・死亡に業務起因性を認め、原判決を取消し、請求を認容した。

### (1) Kの家事使用人該当性

A宅での本件介護業務および本件家事業務について、雇用契約書、またはこれに準ずる書面は作成されていない。本件会社が作成した求人票兼労働条件通知書には勤務時間

の記載はなく、賃金は両業務の双方の合計額の趣旨で記載され、両業務は時間的にも質的にも截然と区別することは困難で、本件会社が作成した業務指示書には、家事業務に含まれる業務が記載され本件家事業務についても業務指示を行っていたことが認められる。これらの事情を総合すると、本件家事業務および本件介護業務は一体として本件会社の業務とすることができる<sup>①</sup>。

「本件家事業務は、…本件会社の業務として行われたものであり、…本件家事業務についても、Kが…「家事使用人」に当たるものとは認められない。<sup>②</sup>」

### (2) 本件疾病の発症および死亡の業務起因性

「労働者の死傷病等に業務起因性が認められるためには、…業務と当該死傷病等との間に…相当因果関係が認められることが必要と解すべきである。…新認定基準は、…業務起因性の有無を判断するに当たっても、参考になる<sup>③</sup>ものと解される。」Kの労働時間は1日15時間、7日間の時間外労働時間数65時間、勤務時間インターバルは11時間未満で、Kが従事した本件家事業務および本件介護業務は、新認定基準所定の「短期間の過重業務」に該当し、本件疾病発症には業務起因性が認められる。

## ワンポイント解説

### 1. 「家事使用人」該当性について

「家事使用人」とは、家事一般に従事するために使用される者をいう。家事使用人については、家庭内の私的領域に国家的規制と監督を行うことは困難かつ不適切と考えられたことから、労働基準法（以下「労基法」という）は適用除外とされ（同法116条2項）、労働者の災害補償に関する労基法第8章も適用されない。そのため、労基法の災害補償規定の適用を受ける者を対象とする労災保険法も適用対象外とされている（労災保険法12条の8第2項<sup>2)</sup>）。家事使用人該当性について、1審は契約形式を重視して家事使用人該当性を認めたのに対して、本判決は、就業の実態に照らして、上記下線①および②の

ように判断して家事使用人該当性を否定した。従前の裁判例<sup>3)</sup>も、家事使用人該当性については、就労実態から厳格に判断しており、かかる流れに沿うものといえよう。

なお、労働契約法は、家事使用人についても適用され、使用者には安全配慮義務があることには留意すべきである<sup>4)</sup>。

### 2. 新認定基準について

新認定基準では、労働時間以外の負荷要因が見直され、勤務間インターバルが短い業務などが負荷要因として追加された。本判決も、新認定基準を参考に（上記下線③）勤務間インターバルが短いことを考慮して判断された。労務管理上、勤務間インターバルについても配慮する必要があることを示唆する判決であろう。

1) 「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和3年9月14日付け基発0914第1号。令和5年10月18日付け基発1018第1号により一部改正）

2) なお、労災保険に特別加入することは可能である。

3) 医療法人衣明会事件 東京地裁 平成25年9月11日判決（労働判例1085号60頁）

4) 家事使用人については、厚生労働省より「家事使用人の雇用ガイドライン」が策定、公表されている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/001206492.pdf>